

# 市民まつり等で露店営業をされる皆様へ

豊川保健所田原保健分室

**手続が**

☆ 初めて食品関係の出店をしようと考えている方

**必要な方**

☆ (露店営業をするための) 食品営業許可が無い方

上記の方は、申し込みをする前に、必ず豊川保健所田原保健分室へご相談ください。  
相談なく申し込みされると、品目によっては市民まつり等での営業ができなくなる  
ことがあります。

なお、営業中は、許可証の掲示をしてください。

連絡先	田原市赤石2-1 田原福祉センター1階 豊川保健所田原保健分室 TEL: 0531-22-1238
-----	---

**食品営業賠償共済に加入を!**

**露店営業だけの保険です。**

もしものときのために、

食品営業賠償共済の支払い対象

- 提供した食品が原因でお客様が食中毒になった場合
- 食品の中に異物が混入してお客様が口内を損傷した場合
- 製造、販売した食品の容器が破損し、お客様が損傷を受けた場合 など

問合せ先	田原市赤石2-1 田原福祉センター1階 (公社) 日本食品衛生協会 愛知県食品衛生協会田原支部 TEL: 0531-22-1755
------	--